

# ダイバーシティ浸透のためのワークショップ等企画・運営業務委託 仕様書

## 1 業務の目的

ダイバーシティは、日本語に訳すと「多様性」です。性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など、誰もが一人ひとり違った個性や能力を持っています。いろいろな出会いは世界を広げ、さまざまな視点が新しいことを生み出します。多様性はプラスであり、職場や地域の中などで多様な人びとが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会が求められています。その一方で、県民の皆さんのダイバーシティという言葉の認知度は低く、ダイバーシティ社会の推進にあたり、県民の皆さんの行動につなげていくためには、理解、共感を促していくことが重要です。

県では、平成 29 年 12 月に県民の皆さんとともにダイバーシティ社会の実現をめざし取り組んでいく決意表明として「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ」を策定し、その考えを県民の皆さんに理解していただくための取組を進めています。

本業務は、県の推進方針をふまえ、ダイバーシティに関する講演やグループワークの開催などダイバーシティの考え方の浸透を図るワークショップ等の取組を県内各地で実施するというものです。

なお、本事業は、地方創生の充実・強化に向け、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の支援などをする内閣府の「地方創生推進交付金」を活用し、実施するものです。

## 2 業務名

ダイバーシティ浸透のためのワークショップ等企画・運営業務

## 3 委託期間

契約日から令和 2 年 3 月 25 日（水）

## 4 委託業務の内容

### (1) ワorkshop等の内容

#### ①概要

多様性をプラスと捉え、職場や地域の中などで多様な人びとが自分らしく参画・活躍できる社会をめざして取り組んでいくために、ダイバーシティに関する講演等や、またダイバーシティに関して自分ごととして考えたり、相手の立場になって考えるグループワーク体験などを通じて、ダイバーシティの考え方の理解促進を図ります。また、参加者からの SNS 等を通じた拡散など積極的な発信のための取組を行います。

開催回数は、年間 4 回以上とし、参加者は各回 40 人程度、開催場所は、県内 3 地域で行います。例えば、北勢 1 回、中勢 2 回、南勢 1 回などが想定

されます。

## ②各回の基本的な構成イメージ

次の（ア）～（ウ）を想定していますが、内容や時間配分など、この限りではありませんので、構成を含め、事業者からの提案を受け付けます。

（ア）前半（90分～120分）「ダイバーシティに関連する講演や映画鑑賞等」  
ダイバーシティの理解につながる著作や活動をしている講師を招いた講演や関連するテーマの映画の上映をします。※

※全開催回中1回は映画の上映の回を作ること

（イ）後半（45分）「グループワーク」

専門的なファシリテーション技術を持った進行者により、参加者同士のグループワークを行い、前半の内容の理解を深めます。

（ウ）発信のためのミニ講座（15分）

SNS等で発信のコツなどを伝えるミニ講座を実施し、参加者からの積極的な発信を促します。

## ③想定テーマ等

県民の関心を呼びやすい内容とし、各回でテーマ、トーカーを変更するなど、異なった内容で実施します。参加対象に制限は設けませんが、学生や子育て世代、若手経営層・地域リーダーなど若者へも発信できるよう工夫してください。次のとおり想定例を示しましたが、この限りではありませんので、提案をお願いします。

（想定例）

- ・多様な人材を活かすダイバーシティ経営の講演とグループワーク
- ・ダイバーシティに関する映画鑑賞と、それをふまえた対話
- ・ダイバーシティと教育、子育てをテーマに意見交換
- ・誰もが楽しめるスポーツ体験を取り入れたワークショップ

## ④その他

例えば、参加者募集等において、市町、教育機関、青年会議所などの団体と連携したり、参加者のネットワーク化を図るため、ワークショップにおいて参加者同士の交流を促したり、今後、ダイバーシティの考え方の理解者を増やしていくための内容の工夫をお願いします。

なお、具体的な内容については、より効果的な内容となるよう、受託者の提案をふまえ、県と受託者が協議のうえ決定します。

## (2) 事前準備・当日の運営・事後まとめ等

### (ア) 事前準備

ワークショップの内容・構成等検討、テーマの検討やトーカーの選定、トーカーとの調整（謝金等の支出を含む）、シナリオ作成、資料の作成、会場のデザイン・レイアウト検討、参加者の募集等を行います。

なお、開催にあたっては、募集チラシ等の作成、SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客に努めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこととします。

また、参加者は可能な限り多様性のある参加者となるよう努めるものとします。

### (イ) 当日の運営

会場確保、設営・撤収、ワークショップの進行、ファシリテーション、議論の取りまとめ、参加者へのアンケート等による意見聴取等を行います。

参加者の希望に応じて、手話通訳、要約筆記、託児サービスを実施することとします。

### (ウ) 開催回ごとの開催概要の作成

参加者以外の方へ理解促進を図る資料として、県のホームページに掲載するため、A4サイズ2ページ程度の開催概要をワードファイル等で作成します。開催概要は、啓発用資料として使えるような文案、デザインとします。

(エ) 上記の実施に必要なその他費用はすべて委託金額に含むものとします。

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。また打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

## 6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

## **7 納品する成果品**

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和2年3月25日(水)のいずれか早い日までに、業務完了報告書(様式任意、A4版・両面印刷)を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (オ) 上記資料に関する電子データ 1式(CD-R等)